

基準 2. 教育研究組織

2-1. 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が、大学の使命・目的を達成するための組織として適切に構成され、かつ、各組織相互の適切な関連性が保たれていること。

《2-1 の視点》

(1) 事実の説明（現状）

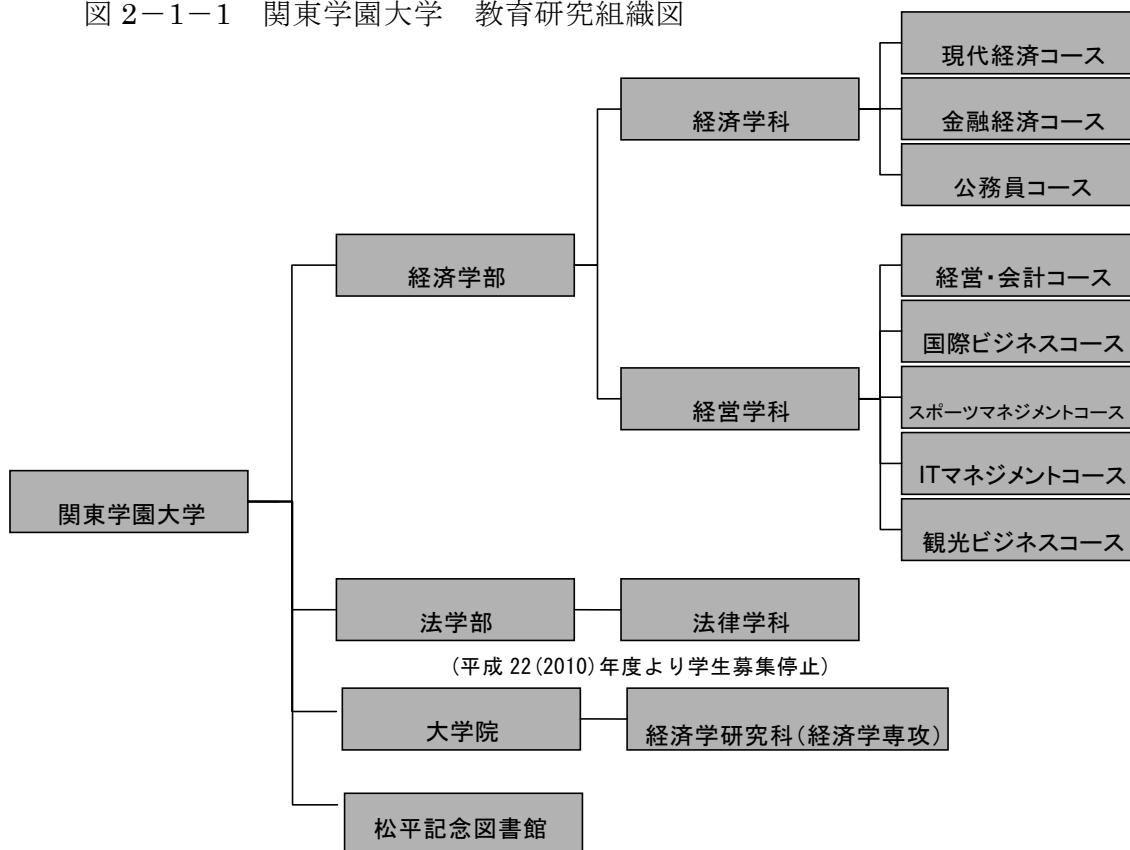
2-1-① 教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織が、適切な規模、構成を有しているか。

本学は、教育研究上の目的を達成するために、適切な規模、構成を有する研究科、学部、学科、コース、附属機関等の教育研究組織を設置している。

本学学部においては、平成 22(2010)年度より、2 学科（経済学科・経営学科）で構成される経済学部にもコース制を導入しており、コース制の運営に必要な教育研究体制を組織している。

また、平成 21(2009)年度に入学定員の見直しを行ない、経済学科を 200 人から 150 人に、法律学科を 200 人から 75 人に削減し、さらに平成 22(2010)年度には、法律学科の募集停止を行なった。これにより適正な規模に順次移行し、最終的には平成 25(2013)年度に収容定員が 1,400 名になる。なお、法学部法律学科については、平成 21(2009)年度以前に入学した学生が卒業するまでの間は存続する。以下に、本学の教育研究組織を図 2-1-1 に、学部・学科及び研究科の規模を表 2-1-2 に示す。

図 2-1-1 関東学園大学 教育研究組織図



関東学園大学

表 2-1-2 学部・学科、研究科の規模

学部・学科の規模

学部	学科	入学定員	在籍学生数	専任教員数
経済学部	経済学科	150	242	15
	経営学科	200	665	13
法学部	法律学科	-	164	3
一般教育等		-	-	13
合計		350	1,071	44

研究科の規模

研究科	入学定員	在籍学生数	専任教員数
経済学研究科	10	20	10
合計	10	20	10

コース制の導入は、経済・経営に関わる事象がますます高度化・複雑化している社会状況の下で、経済・経営についての知識に基づき、経済・経営の領域に関する様々な問題の解決策を探索できる能力を身に付け、地域社会の要望に応えうる人材を養成するという本学の教育目的を達成するために、従来の経済学科・経営学科の学問体系をより細分化して教育を展開していくことを目的として実施したものである。経済学部のコース制は、表 2-1-1 に示した 8 つのコースで構成されており、これらのコースは、高校生の学問的関心と目指す進路、地域社会で求められる人材等の多様なニーズについての調査と検討を十分に行なった上で設置したものである。

表 2-1-1 経済学部（経済学科・経営学科）に設置している 8 コース

学 科	コース名	目 的
経済学科	現代経済コース	経済活動の仕組みや機能を学び「経済に精通した企業人」を目指す。
	金融経済コース	企業の活動と金融の仕組みについて学び、銀行等金融機関で活躍できる人材を目指す。
	公務員コース	経済学の知識を基本として、さらに公務員に必要な実践的知識を学び、県や市町村の職員、警察官、消防官等への就職を目指す。
経営学科	経営・会計コース	企業経営や会計を学び一般企業で活躍できる人材を目指す。

国際ビジネスコース	国際的なビジネスの仕組みや貿易を学び、さらに語学力を身に付け、企業の国際業務で活躍できる人材を目指す。
スポーツマネジメントコース	スポーツを切り口にしたマネジメント能力を身に付け、スポーツ関連企業や保健体育教員への就職を目指す。
ITマネジメントコース	企業が抱える課題や問題を解決するため、ITに関する知識やスキルを学び、企業の情報関連分野で活躍できる人材を目指す。
観光ビジネスコース	観光の実務やホスピタリィーを学び、旅行会社やホテル等観光産業で活躍できる人材を目指す。

経済学部8コース制では、各コースが、学ぶべき分野、目指す進路、目指す資格等の明確な目標を示すことによって、学生の要望に応え、学習意欲を高めることを図っており、コース制を実施するために新しいカリキュラムを編成した。なお、この新しいカリキュラムは、平成22(2010)年度入学生からの適用になるが、2年次生以上の在在学生についても、新設された授業科目を開放し受講を認める等の配慮をしている。

法学部法律学科は、平成22(2010)年度より学生募集を停止した。平成21(2009)年度以前の入学者が卒業するまでの間は、法学部法律学科は存続する。基本的なカリキュラムを維持し全員が卒業するまで適切な教育を行なっていく。

また、本学では、附属機関として「松平記念図書館」を設置している。

以上のように、本学では、教育研究上の目的を達成するために必要な学部、学科、研究科、附属機関等の教育研究組織を、適切な規模及び構成で有している。

2-1-② 教育研究の基本的な組織（学部、学科、研究科、附属機関等）が教育研究上の目的に照らして、それぞれ相互に適切な関連性を保っているか。

本学の基本的な教育研究組織は、図2-1-1に示したように、小規模大学の利点を生かした簡素で効率性を重視した組織体制となっており、それぞれの組織が密接な関連性を保っている。具体的には、平成22(2010)年度よりスタートさせた8コースは、経済学部の各学科（経済学科・経営学科）の下で展開する体制としており、各コースが、経済学・経営学における基幹的な専門知識を修得させることと、それぞれのコースが教育研究対象とする領域に特化した専門知識を修得させることとの両立を図っている。また、本学の教養教育の中心的な役割を担う「基礎科目」及び「一般教育科目」（本学における授業科目の区分は、基準3の3-1-②で詳述している）については、これらの授業科目の担当教員によって、基本的に、学部、学科、コースに共通した授業科目として開講しており、本学の行なう教養教育に偏りが生じないように配慮している。

大学院経済学研究科については、経済学部における教育研究の専門性の延長となるような教育課程の編成に努めている。また、附属機関である「松平記念図書館」は、研究科、

学部、学科、コースにおける教育研究活動の支援を適切に行なっている（図書館の設備や提供しているサービスについては、基準4及び基準9で詳述している）。

このように、本学の教育研究の基本的な組織は、教育研究上の目的を達成するための適切な連携体制をとっている。

(2) 2-1 の自己評価

教育研究の基本的な組織である本学の経済学部（経済学科・経営学科）及び法学部（法律学科）、大学院経済学研究科、附属機関である図書館は、適切な規模で構成されている。また、本学の教育研究組織は、教育研究上の目的を達成するために必要な連携がとれる体制として整備されており、それぞれの組織が適切な関連性を保っている。

(3) 2-1 の改善・向上方策（将来計画）

平成22(2010)年度より、経済学部におけるコース制の導入に伴って、新しい教育研究体制を組織しているが、今後は、この新しい組織体制とコース制のあり方についての継続的な検証を行ない、必要に応じて見直しを実施していく。現在の8コースについては、高校生のニーズの動向、社会状況の変化、本学学生のコース選択の状況等を注視し、より充実した魅力的なコース制となるよう努める。

2-2. 人間形成のための教養教育が十分できるような組織上の措置がとられていること。

《2-2 の視点》

(1) 事実の説明（現状）

2-2-① 教養教育が十分できるような組織上の措置がとられているか。

2-2-② 教養教育の運営上の責任体制が確立されているか。

本学の教養教育は、「基礎科目」及び「一般教育科目」（本学における授業科目の区分は、基準3の3-1-②で詳述している）において主に行なっており、これらの授業科目については、基本的に、学部、学科、コースに共通した授業科目として開講し、本学学生が受ける教養教育に、偏りが生じないように配慮している。

また、本学は、教養教育の基礎となる初年次教育の重要性について早くから認識しており、平成7(1995)年度より、1年次必修のセミナー科目である「フレッシュマンセミナー」を導入し、学習面における高校から大学への円滑な移行や、大学生活のスタートが順調に切れるよう、セミナー担当教員が中心となり学生を指導している。

教務に関する事項を扱う「教務委員会」の下に、本学の教養教育を担っている基礎科目及び一般教育科目について検討することを目的とする「教養教育教務検討委員会」が置かれている（これらの委員会については、次節2-3において詳述している）。教養教育教務検討委員会は、基礎科目及び一般教育科目を担当する教員で組織されており、この委員会において本学の教養教育の運営や今後の編成方針等の検討を行なう体制が確立されている。なお、教養教育教務検討委員会での協議内容は、事項により教授会にて審議・報告される。

(2) 2-2 の自己評価

本学では、基礎科目及び一般教育科目を、主に教養教育を行なう授業科目として位置づ

けており、これらの授業科目の内容が充実したものとなるようにカリキュラムを編成している。また、本学は、基礎科目及び一般教育科目と学部共通で開講し、初年次教育を1年次必修の「フレッシュマンセミナー」で行なう等、教養教育が十分に実施されるような措置をとっている。

これまで教養教育の運営に関する検討は、学部の専門教育との関連で副次的・断片的に行なわれてきた憾みがあった。平成22(2010)年度から、教務委員会の下に教養教育教務検討委員会が発足し、専門教育科目や就職対策との関連性、さらに社会に出て行くための準備としての一般教育科目のあり方について、組織的かつ主体的に検討することができるようになったため、より実態に即した対応が可能になったといえる。

(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）

本学の教養教育を主として担っている基礎科目及び一般教育科目については、その内容や教育方法を、教養教育教務検討委員会を中心に継続的な検討を実施していく。

教養教育教務検討委員会は、平成22(2010)年度より新しく設置されたものであるため、関連する他の委員会等との連携を図り、教養教育のあり方についての検討が実質的なものとなるよう努めていく。

2-3. 教育方針等を形成する組織と意思決定過程が、大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう整備され、十分に機能していること。

《2-3の視点》

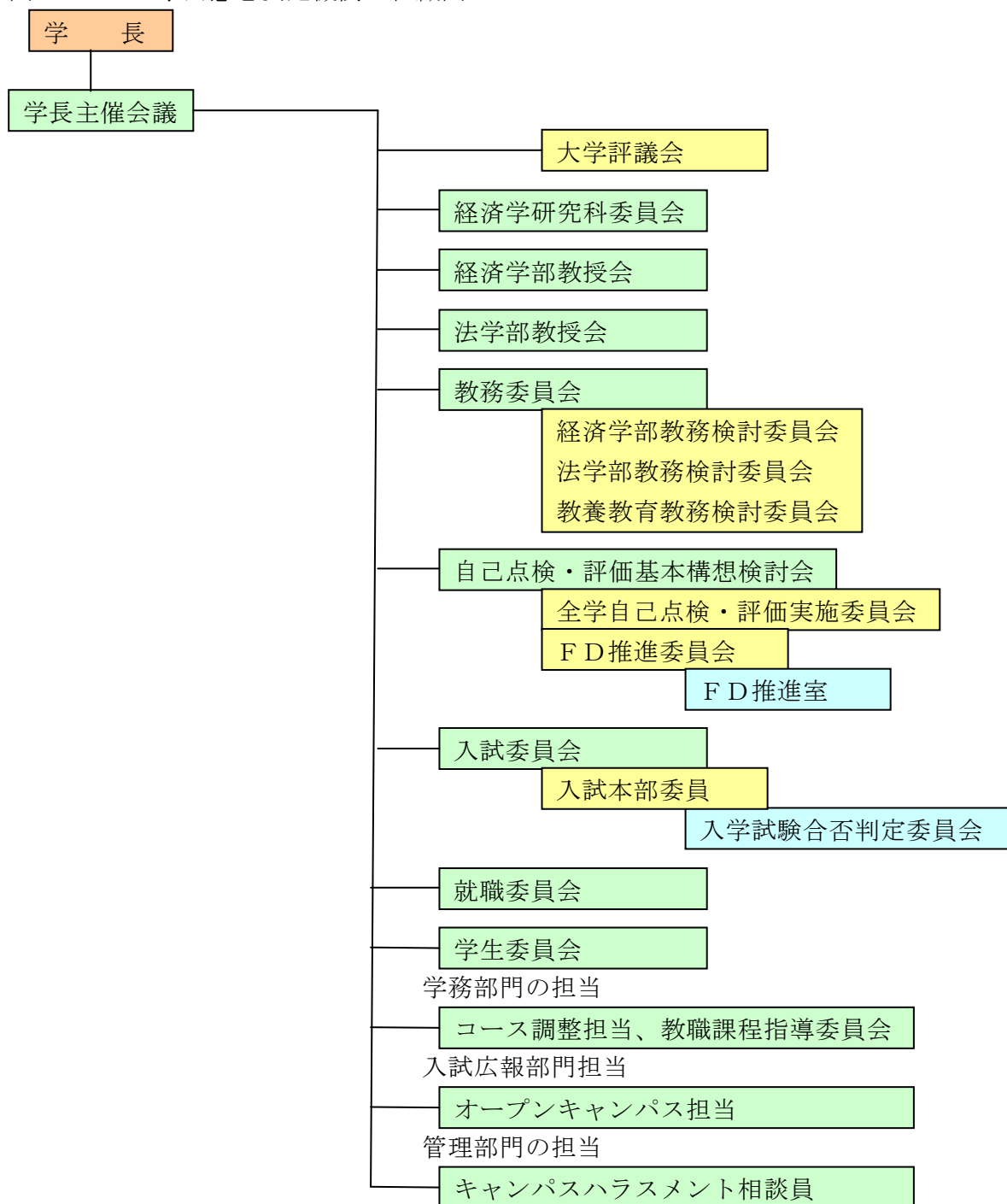
(1) 事実の説明（現状）

2-3-① 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が適切に整備されているか。

2-3-② 教育研究に関わる学内意思決定機関の組織が大学の使命・目的及び学習者の要求に対応できるよう十分に機能しているか。

本学の教育研究に関わる学内意思決定機関の組織は、図2-3-1のとおり整備され、機能している。

図 2-3-1 学内意思決定機関の組織図



「学長主催会議」は、教育研究について、学長の意思決定を補佐する機関として機能し、各委員会や担当等から上げられた諸問題を検討した上で、教授会や研究科委員会へ付議するか否かを調整する。そのため、学長主催会議は原則月 1 回教授会の前に開催される。

学部には、「経済学部教授会」と「法学部教授会」（大学学則第 35 条）、大学院には「経済学研究科委員会」（大学院学則第 8 条）が置かれている。これらの会議体は、学長主催会議より付議された事項について審議し決定する。また、これらの教授会と研究科委員会において審議・決定された全学的な重要事項や共通事項について審議・調整する「大学評議会」（大学学則第 36 条）が置かれている。ここでは、学則等の重要規則の制定・改廃に関

する事項等が審議される。この大学評議会において審議・調整された重要事項については、「法人理事会」へ上程される。

学長の下に、全学の教育に関する基本的事項を審議・総合調整する機関として「教務委員会」が設置されている。委員長及び委員は、学長が学部長と協議の上委嘱する。教務委員会の下には、「教養教育教務検討委員会」、「経済学部教務検討委員会」及び「法学部教務検討委員会」が置かれ、それぞれ、基礎科目及び一般教育科目、経済学部専門教育科目、法学部専門教育科目について、カリキュラム、単位、試験と評価方法、履修方法等教務に関する事項や学生の履修状況及び問題点、学生の要望等が検討される。検討結果は、全学的視野に立って教務委員会で審議され、事項により、学長主催会議を経由して教授会に付議されることになる。

全学的な授業改善を図る組織として、平成 20(2008)年 12 月に、「FD 推進委員会」を設置した。これにより、従来自己点検評価の一環として実施してきた学生による「授業評価」については、FD 推進委員会の下で実施することになった。この授業評価は、過去、平成 16(2004)年度に全授業科目について 2 回、平成 17(2005)年度に全授業科目について 1 回、平成 18(2006)年度に新任教員が担当する授業科目についてのみ 1 回、平成 20(2008)年度に全授業科目について 1 回、平成 21(2009)年度に全授業科目について 1 回実施した。また、平成 19(2007)年度には、授業評価に代わり、1～3 年次生を対象に在学生の意識調査を実施した。詳細な調査結果については、各授業科目担当教員へ伝えられ、調査結果の抜粋は、教授会で報告されるとともに大学ホームページや掲示板で公表され、授業改善に役立っている。このように、本学では様々な手段を用いて毎年学生の要望や意識を調査し、授業改善やその他の施策作りに役立っている。

上記のほかに、学務部門等の担当があり、大学の使命・目的達成や学生の要求に対応できるように、たゆまぬ活動を行なっている。

(2) 2-3 の自己評価

本学には、学長の意思決定を補佐する機関としての学長主催会議があり、大学の教育方針等はここで調整され、教授会へ付議されるという明確な意思決定プロセスをとっている。

教授会は、原則月 1 回開催され、ここで学長主催会議より付議された審議事項が審議されるほか、報告事項、その他連絡事項が教員に伝えられる。緊急を要する議題が生じた際には、教授会を臨時に開催する等、臨機応変な対応は、評価できる。

学生の要求への対応については、本学では、毎年実施している授業評価アンケートや学生の意識調査アンケートの結果を分析し、そこから判明した学生の要望を大学の施策に反映させるよう努めている。なお、これらの調査の結果については、ホームページや掲示板で学内外に公表している。また、全学年の全ての学生が、いずれかのセミナー・演習クラスに所属しており、学生からの教育研究上の要求に対して各セミナー・演習科目の担当教員を通じて、迅速に問題解決が図れるような体制をとっていることは評価できる。

(3) 2-3 の改善・向上方策（将来計画）

各種委員会等においても、教育研究に関わる問題解決へ向けたプロセスにおいて迅速に取り組み、成果が学内意思決定に反映できるように努めていく。

学生の要求への対応については、これまでのアンケートによる調査等を継続していく。その上で、学生の要求への対応策を講じる場合には、より迅速に、その施策の策定と実施に取り組んでいく。

[基準 2 の自己評価]

本学が掲げている教育目的を達成するための教育研究の基本的な組織である本学の経済学部（経済学科・経営学科）及び法学部（法律学科）、大学院経済学研究科、附属機関である図書館は、適切な規模及び構成によって設置されている。また、それぞれの組織は、教育研究上の目的を達成するために必要な連携がとれるような体制として整備されており、適切な関連性を保っている。

本学における教養教育については、主に基礎科目及び一般教育科目として適切な内容の授業科目を配置している。また、本学では、基礎科目及び一般教育科目の学部共通での開講や、1年次必修の「フレッシュマンセミナー」での初年次教育の実施等によって、教養教育が十分に行なわれるような措置をとっている。さらに、教養教育についての運営体制については、本学では、教務委員会の下に教養教育教務検討委員会を組織しており、十分な教養教育を行なうための体制を確立している。

[基準 2 の改善・向上方策(将来計画)]

本学の現在の教育研究体制は、平成 22(2010)年度のコース制導入に伴い、組織されたものである。今後は、この新しい組織体制とコース制のあり方についての継続的な検証を行ない、必要に応じて見直しを実施していく。

教養教育については、これまでに培ってきた本学の教養教育の実践に基づいて、教養教育教務検討委員会を中心にした検討を行なっていく。

本学の意思決定機関の組織は、適切に構成されており、機能していると考えるが、今後は、学内の意思決定において特に迅速さを重視することで、さらなる組織機能の充実を図っていく。